東

日刊

(日曜日、

土曜日、

行 発 東京都

目 次

示

○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則………

規

則

-------(福祉保健局健康安全部食品監視課)…

○都市計画事業の認可……………………………(都市整備局都市基盤部街路計画課)… △ ○令和三年度非常勤職員の第一種報酬の額………………(主税局総務部職員課)… 五 ○都営住宅の使用料の変更……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)… △ ○建築基準法による一団地の区域…………(都市整備局市街地建築部建築指導課)… △

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………………(同)…|| ○都営住宅の名称、位置、 使用料等…………………………………………(同)…二

○平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エネルギー環境計画指針) 部改正………………………………(環境局地球環境エネルギー部計画課)…||

○都道の区域変更……………………………(建設局道路管理部路政課)…|四 ○液化石油ガス販売事業者の認定………………(環境局多摩環境事務所管理課)…|□

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定…(建設局道路管理部監察指導課)…|六 ------(肩)::云

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)…|六

公 告

○開発行為に関する工事完了(三件) …………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)… 元

○東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等……………(東京都労働委員会)… 元

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年五月三十一日

東京都知事

小

池

百 合子

●東京都規則第二百五十七号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(令和二年東京都規則第百五号)の一部を

○食品表示法施行細則の一部を改正する規則…………………………………………(同)… 三 次のように改正する。

るおそれがない場合等を定める命令(令和元年内閣府・厚生労働省令第十一号)」を加 え、「を、「省令」に改める を、 第一条の改正規定中「を、「省令」を「昭和二十三年厚生省令第二十三号)」 「命令」とは食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生す 一の下に

第五章を削る改正規定を次のように改める。

第五章 食品、 添加物、 器具又は容器包装の回収の届出

第二十三条 附則の改正規定中「第二十三条」を「第二十四条」に、 命令第二条から第四条までの規定による届出は、 「六条ずつ」を「五条ずつ_ 別記第十四号様式による。

別記第八号様式の次に一様式を加える改正規定中

に改める。

□ 施設の構造及び設備を示す図面 □ □ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 □ □ □ □ □	眷類	祭车		
の標造及び設備を示す図面 用に適する水使用の場合)水質検査の結果				
		.用に適する水使用の場合)水質検査の結	の構造及び設備を示す図	

を

	別記第十三号様式の次に次の一様式を加える。	□ 施設の標造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) □ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	施設の構造及び設備を示す図面 (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	別記第十一号様式に二様式を加える改正規定中「二様式」を「三様式」に、∪」を加える。別記第十一号様式の改正規定中「□□鄰蹶≯」の次に「又は□茁冶益霑壽揌−める。	□ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
は、製造所又は加1所の所在地 「		が成の方が、		・ 図 の 	東京の海 などの 大田
製造所又は加工所の所在地 (ふつがな) (ふつがな) (ふつがな) (お出年の一般名称: (量号、商号は追記してください) ※洗みにあっては、その名称 食品等の一般名称: (量号) (当人の一般名称:	電話器分: 並入番号:	在語番号: ・	佐語春号: FAX春号: 接人番号: 接人番号: (ふりがな)	会品衛生総第58条第1 頃に基づき、次のとおり食品等の自主回収を抽付出ます。 郵便番号: 旧ボメールアドレス: 旧芸所号: 旧芸所号: 迎入番号: 田 原田名住所 ※並んにあっては、1元を非額所の所作地 が (ふりがな) 帰日者に名 ※並んにあっては、その名称及び代表すの氏名	東京都知事 殿 施田市による 自主 回 収 届(着手/変更/終了)

3

		在 數 餘	収する食品等の:	Ξ		
(の次の) 格証番号	(金)	所像 (南品の全体が分かる画像、表示(食品関連事業者、製造所・加工所、消費別級、貸味別級、JANコード、製造部サ・ロット番号等) ※多数ある場合は、別級にリストを添作して下さい。	競技への/危険の程度※東京都において記載 内容後度疾機において記載	無減要害の発生状況(生命又は身体に対する危害の発生の有無)		「中央に着手した年月日 「中 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える

3

を行っている者に係るこの規則による改正後の食品衛生法施行細則別記第五号様式及二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の規定により現に許可を受けて営業食品衛生法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の食品衛生法(昭和

び第十一号様式から第十三号様式までの規定は、これらの規定にかかわらず、なお従

則

前の例による。

この規則は、公布の日から施行する。

食品表示法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年五月三十一日

† -E

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百五十八号

食品表示法施行細則の一部を改正する規則

食品表示法施行細則(平成二十七年東京都規則第百二十六号)の一部を次のように改

1

第二条中「別記様式」を「別記第一号様式」に改める。

本則に次の一条を加える。

(食品の回収の届出)

から第三項までの規定による届出は、別記第二号様式により行うものとする。響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成二十七年内閣府令第十一号)第五条第一項第三条(食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取

報

別記第2号模式(第3条関係)

<u>&</u>

5

=

別記様式寒中「口」を「口・田」に改め、同様式を別記第一号様式とし、「印」を削り、同様式を加える。

※変更がある項目については、項目名を○で国わなください。 回収委託先権機については、項目名を○で国わなください。 食品表示法第10条の2の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届け出ます。 「製造所又は加工所の名称(居号、商号は追記してください。)※シヒスにあっては、そのタル 食品等の粉定情報(形態、内容量、消費期限、貧味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等) 製造所又は加工所の所在地 委託事業者氏名 委託事業者住所 同収担当部門・担当者氏名(ふりがな) 届出者住所 ※法人にあっては、主たる本務所の所任地 食品等の 般名称: 電子メールアドレス: 興氣來心: 回収担 当部門所在地 電子メールアドレス: ※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。 一次風呂の場合は、出荷を等の容敦所等の情報 (注)輸入品の場合は、輸入業者の容敦所等の情報 ②食品表示指に違反するおそれ ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ※弦人にあっては、その名称及び代表者の氏律 ※法人にあっては、主たる事務所の所任地 ⊪ \mathbb{H}' 光活番号: 西部番号: 电路器号 毛活番号 垃 ※表示に責任を有する者 ※表示に責任を有する者 屈 商品名: (着手/変更/終了) 选人番号: 进人番号: 法人番号: FAX番号: (日本産業規格A列4条)

5

PERSON LONGEROUS AND DEVOLUTION OF THE SECTION OF T	2 この規則の施庁の祭、この規則による牧正前の食品表示去施庁驲則別記様式による 1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。
	用紙で、現に残れ
回収に着手した年月日 年 月 日	
回収の方法(回収方法、回収情報の周知方法、固合せ光、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等)	告示
	●東京都告示第七百六十八号
回収状況(販売数量に対する回収数量、回収終了等)※届出時点	非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京
	都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和三年度における非常勤職員の第一種報酬の
	額を次のとおり告示する。
他康被害の発生状況(生命又は身体に対する危害の発生の有無)	令和三年五月三十一日
- 20 - 40 - 40 - 40 - 40 - 40 - 40 - 40 - 4	東京都知事 小 池 百合子
は 成以への治療の指揮を見い動にはいて苦寒 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
中 要「主義(近記の全体が分かる画像、表示(食品関連主教者、製造所・加工所、消費運服、資味製服、JAKコード、製造界や・ロット番号等)	
地	
# (\$75%) 出 <u>担当者氏名</u> 2 (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	

則

(施

附

示

告示第七百六十八号

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
			(日勤) 12,200円
主税局	宿泊施設等運営業務専門員	日額	(夜勤)23,600円
			(夜勤(ローテ))24,230円

●東京都告示第七百六十九号

この告示は、

令和三年六月一日から施行する。

附 則

同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一 次のように告示する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小

池

百 合

子

施行者の名称 練馬区

種類及び名称 都市計画事業の

線街路第百三十五号線及び幹線街路東京都市計画道路事業幹線街路補助 補助線街路第百五十六号線

収用の部分 令和三年五月三十一日から令和十年 三月三十一日まで

三

事業施行期間

四

事業地

目及び東大泉四丁目各地内

練馬区東大泉一丁目、東大泉三丁

使用の部分

なし

●東京都告示第七百七十号

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す 建築基準法 | 第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条

令和三年五月三十一日

る

東京都知事 小 池 百 合 子

対象区域の地名地番及び認定年月日

対 象 区 域 0) 地 名 地 番

一番の一部、二番及び三番の一部並大田区羽田空港二丁目の一部、同所 三日 令和三年五月十 認定年月日

認定計画書の縦覧場所

一部及び五番番一から同番十四まで、

同番十五の

びに羽田空港三丁目一番の一部、三

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百七十一号

第三項の規定により告示する。 三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の ように変更し、 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 令和三年五月三十一日 令和三年六月一日から実施するので、 同条

東京都知事 百 合子

小 池

種	類構	造	名称	位	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
-般都	営高	層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5.8	33, 6	- 1	28, 200	49, 800
-般都	営高	層耐火	明石町アパート (4号棟)	中央区明石町2 4	34. 3	1	29, 600	58,000
一般都	営高	層耐火	勝どき六丁ロアパート(1号棟)	中央区勝どき6.6	51, 2	1	45, 100	91,900
·般都	営高	層耐火	南青山 一丁目アパート (6号棟)	港区南青山13	40. 7	1	39, 900	181,500
-般都	営高	層耐火	芝五丁日アパート (1号棟)	港区芝5 18	34, 3	3	33, 100	71,500
·般都	営高	層耐火	芝五丁11アパート (2号棟)	港区芝5 18	42. 2	1	40, 300	78, 800
一般都	営高	層耐火	芝五丁川アバート (2号棟)	港区芝5 18	42. 2	2	40, 900	78, 800
·般都	営中月	層耐火	戸山ハイツアパート (7号棟)	新宿区戸山2 7	38. 8	1	32, 200	64, 900
一般都	営中	層耐火	戸山ハイツアパート (6号棟)	新宿区戸山26	38. 3	1	32, 100	63, 300
-般都	営中月	層耐火	戸山ハイツアパート (14号棟)	新宿区戸山2-14	38. 3	1	32,000	65, 800
一般都	営 中川	層耐火	戸山ハイツアパート (15号棟)	新宿区戸山2-15	38. 3	2	32,000	65, 800
一般都	営 中月	層耐火	戸山ハイツアパート (17号棟)	新宿区戸山2-17	38. 3	1	32, 100	65, 800
-般都	営中	層耐火	戸川(ハイツアパート (2 1 号棟)	新宿区戸[112-21	38. 3	1	32,000	65, 800
・般都	営中	層耐火	戸山ハイツアパート (22号棟)	新宿区戸[112-22	38.8	- 1	32, 700	68, 600
·般都	営中	層耐火	戸山ハイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2-20	38. 3	1	32, 100	65, 800
一般都	営高	層耐火	戸山ハイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2-3	41.0	- 1	34,600	78, 400
·般都	営高	層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2-30	40. 1	1	33,800	77,000
-般都	営高	層耐火	戸山ハイツアパート (10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	- 1	33,800	77,000
·般都	営高	層耐火	戸山ハイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	78, 300
·般都	営高	層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2 33	40. 1	4	33,800	77,000
-般都	営高	層耐火	戸山ハイツアバート (25号棟)	新宿区戸山2 25	41.3	- 1	35, 200	73, 700
·般都	営高	層耐火	戸山ハイツアパート (35号棟)	新宿区戸山2 35	40. 1	1	34, 200	72,900
-般都	當高	層耐火	戸山ハイツアバート (28号棟)	新宿区戸山2 28	43. 3	1	37, 100	70,000
·般都	営中月	層耐火	戸山ハイツアパート (32号棟)	新宿区戸山2 32	38. 3	1	32, 100	65, 800
-般都	営高	層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田19	34. 4	2	29, 200	46, 200
·般都	営高	層耐火	本駒込四丁目アパート (15号棟)	文京区本駒込4 35	42. 2	2	36, 200	60, 100
-般都	営高	層耐火	清川二丁目アパート (3号棟)	台東区清川2 22	34, 3	2	25, 300	33, 100
·般都	営高	層耐火	ド谷 ·丁目アパート (1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35. 4	2	28, 300	37, 700
-般都	常高	層耐火	太平南アパート (1号棟)	墨田区太平4-2	42. 9	1	31,000	44, 500
一般都	常高	層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42. 2	1	29,800	50, 400
·般都	常高	層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)	墨田区江東橋4-30	43, 9	1	33, 100	59, 100
・般都	常高	層耐火	白鬚東アパート (9号棟)	墨川区堤近2-6	59. 7	2	43,700	63, 400

種類	構 造	名 称	位 ,	規模 (平 <i>方</i> メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
·般都営	高層耐火	白鱶東アバート (3号棟)	墨田区堤通2-4	59. 7	- 1	43,900	64, 500
·般都営	高層耐火	白鬚東アパート (5号棟)	墨田区堤通2-5	59. 7	1	43, 900	64, 500
一般都営	高層耐火	白鱶東アバート (6号棟)	墨田区堤通2 5	59. 7	1	43, 900	64, 500
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7 57	42. 2	3	34, 400	48, 500
一般都営	中層耐火	辰巳 一丁日アパート (76号棟)	江東区辰巳1 10	36. 6	1	28,600	49, 500
一般都営	高層耐火	東砂七丁日アパート (35号棟)	江東区東砂7 17	51. 2	3	41,900	69, 500
一般都営	中層耐火	東砂七丁川アパート (36号棟)	江東区東砂7-17	51.0	1	41,700	59, 100
·般都営	高層耐火	南砂五丁日アパート (15号棟)	江東区南砂5 24	37. 9	1	29, 500	47, 600
一般都営	中層耐火	東砂二丁日アパート (1号棟)	江東区東砂2 13	33. 4	1	26, 200	38, 900
·般都営	中層耐火	東砂二丁日アパート (2号棟)	江東区東砂2-13	33. 4	1	26, 200	38, 900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (4 号棟)	江東区東砂2-13	37. 9	2	29, 800	49, 500
·般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (6 号棟)	江東区東砂2-13	33. 4	1	26, 200	38, 900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (8号棟)	江東区東砂2-13	33, 4	1	26, 200	38, 900
·般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (I3号棟)	江東区東砂2-13	33, 4	1	26, 200	38, 900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (15号棟)	江東区東砂2-13	33. 4	3	26, 200	38, 900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目第2アパート (3 号棟)	江東区東砂2-12	34, 4	- 1	27, 100	41, 500
般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)	江東区東陽3-22	34. 4	1	27, 900	34, 800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アバート (2 号棟)	江東区南砂4-4	34. 3	- 1	27, 800	45, 400
·般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート (7号棟)	江東区南砂1-1	42. 2	1	33, 800	47, 900
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂13	39. 5	- 1	31,600	51,000
般都営	高層耐火	北砂・丁日第3アパート(2号棟)	江東区北砂13	42. 0	2	33,600	52, 800
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート (2号棟)	江東区南砂65	51. 2	2	43, 400	79, 500
一般都営	高層耐火	東雲二丁日アパート (3号棟)	江東区東雲2 4	51.2	1	42, 500	79, 800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区東雲2 4	51. 2	2	42, 500	79, 800
般都営	商層耐火	北品川第2アパート (2号棟)	品川区北品川17	34. 4	2	30, 100	70,000
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川12	34. 3	1	29,000	41,800
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (6号棟)	品川区東品川3 32	34, 3	1	29, 400	43, 600
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート (3号棟)	品川区八潮5-1	59. 6	1	52, 500	83, 100
般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)	品川区八潮5-1	59. 6	2	52, 300	92, 900
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート (5号棟)	品川区八潮5-1	62, 1	2	54, 400	85, 200
般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(60号棟)	品川区八潮5-10	59. 6	1	52, 500	95, 200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (49号棟)	品川区八潮5-10	59. 5	2	52, 400	95, 100

種 類	構	造名 <i>新</i>	; 位 置	規模 (平力メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート(1号棟)	大田区大森西3 9	51, 0	- 1	43, 100	78, 800
·般都営	中層耐火	南浦田・丁目アパート(11号棟)	大田区南蒲田1 17	42. 3	1	34, 400	55, 600
一般都営	中層耐火	西六郷四丁日アパート (1号棟)	大田区西六郷4 24	48, 1	1	39, 700	66, 500
一般都営	中層耐火	南六郷一丁日第5アパート(7号棟)	大田区南六郷1 25	59. 6	2	50, 500	95, 100
般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2 21	36, 5	3	28, 800	38, 000
·般都営	高層耐火	東糀谷六丁 アパート(2号棟)	大田区東糀谷6 9	37. 3	2	29, 600	43, 000
般都営	中層耐火	東糀谷六丁川アパート (5号棟)	大田区東糀谷69	39, 0	1	30, 400	34, 300
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁 アパート(7号棟)	大田区東糀谷68	42. 2	3	33, 500	46, 900
般都営	中層耐火	西糀谷二丁日第2アパート(3号棟)	大田区西糀谷2 26	39, 0	1	32, 000	51,900
一般都営	中層耐火	池上八丁日アパート (8号棟)	大田区池上8-22	42. 3	1	34, 900	55, 800
般都営	中層耐火	大森西 丁目第3アパート(10号棟)	大田区大森西1-11	59. 6	2	50, 300	69, 400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (14号棟)	世田谷区喜多見2-10	52. 4	1	40, 800	68, 200
·般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (13号棟)	渋谷区笹塚2-38	36. 7	1	30, 800	75, 200
-般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38. 7	1	33, 000	81, 200
·般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-5号棟)	渋谷区幡ケ谷2-56	38. 7	1	33, 200	51,800
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-6号棟)	渋谷区幡ケ谷2-56	38. 7	- 1	33, 200	51,800
·般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート (1号棟)	渋谷区幡ケ谷2-1	37. 9	2	33,000	70, 900
·般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34. 3	2	32, 300	80, 900
·般都営	中層耐火	南台四丁目アパート (1号棟)	中野区南台4-41	51, 0	4	38, 400	84, 100
·般都営	中層耐火	南台四丁目アパート (2号棟)	中野区南台4 41	42. 3	3	31,800	69, 700
-般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート(10号棟)	中野区中央2 22	40, 2	- 1	29, 300	48, 100
-般都営	中層耐火	井草三丁目アパート (4号棟)	杉並区井草3 15	42. 3	1	32, 200	57, 100
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀ノ内3 49	37. 9	3	28,000	43, 400
-般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (1号棟)	杉並区高井戸東1 13	39. 0	1	28, 800	66, 500
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁日アパート (1号棟)	豊島区池袋木町39	39, 0	1	31,700	59, 800
-般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(10号棟)	豊島区北大1 15	38. 2	1	31,000	63, 900
一般都営	高層耐火	南大塚二丁 アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42, 2	2	35, 800	54, 700
·般都営	高層耐火	南大塚「丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2-36	37, 3	1	31, 100	50, 800
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (7号棟)	北区浮間1-5	48. 1	1	38,800	61, 900
·般都営	中層耐火	浮間一丁日第2アパート(4号棟)	北区浮間1-6	59, 6	1	48,700	89, 900
-般都営	中層耐火	浮間 1丁目アパート (4号棟)	北区浮間2-26	59. 6	2	48, 300	87, 700
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)	北区王子3-23	40. 7	- 1	31,800	53, 300

種 類	構 à	5 5 8	称 位 置	規模 (平 <i>方メー</i> ・トル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
·般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (6号棟)	北区滝野川3 62	36, 4	- 1	28, 100	46, 700
·般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (11号棟)	北区滝野川3 69	39. 0	2	30, 400	50, 500
-般都営	高層耐火	滝野川三丁日第2アパート(1号棟)	北区滝野川3-79	36, 1	2	28,000	43, 100
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁日アパート (2号棟)	北区赤羽西5-12	39. 0	1	29, 600	44,900
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁日アパート (5号棟)	北区赤羽西5 11	37. 3	1	29,000	50, 800
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁日アパート(8号棟)	北区赤羽西5 4	39. 0	1	29, 900	47, 500
-般都営	高層耐火	赤羽西五丁川アパート(11号棟)	北区赤羽西5 7	40. 6	1	31,900	45, 600
般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(8号棟)	北区赤羽北3 13	59. 6	1	48, 300	84, 900
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁日アパート(13号棟)	荒川区東日暮里1 17	37. 9	1	27, 100	42,600
般都営	高層耐火	坂下一丁日アパート (10号棟)	板橋区坂下1-8	42. 2	2	31,600	45, 300
一般都営	中層耐火	連根三丁目第2アパート(3号棟)	板橋区進根3-6	55. 9	1	43, 900	76, 600
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第2アパート(2号棟)	板橋区坂下1-15	42. 3	1	31,700	56, 200
·般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51. 2	1	39, 100	69, 100
·般都営	中層耐火	東大泉三丁目アパート (1号棟)	練馬区東大泉3-53	59, 6	- 1	47, 300	95, 500
·般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート (4号棟)	練馬区富士見台3-51	39. 0	1	28,900	57, 500
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(6号棟)	練馬区富士見台3-54	39, 0	- 1	29, 000	54, 200
·般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート (3号棟)	練馬区平和台2-45	59. 6	1	47,700	98, 900
一般都営	中層耐火	早宮三丁目アパート (2号棟)	練馬区早宮3-39	55, 9	- 1	43, 900	86, 300
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(3号棟)	練馬区春日町3-28	48, 1	- 1	37, 800	74, 400
	中層耐火	豊玉中四丁目アパート (2 号棟)	練馬区豊玉中4-6	55. 9	- 1	44, 400	92, 400
般都営	中層耐火	練馬北町六丁日アパート(7号棟)	練馬区北町67	55. 9	- 1	43, 700	86, 900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁日アパート(8号棟)	練馬区北町68	47. 5	1	37, 100	73, 900
般都営	中層耐火	練馬関町北三丁日第2アパート(1号棟)	練馬区関町北39	55. 9	1	44, 100	88, 400
	中層耐火	貫井二丁目アパート (1号棟)	練馬区貫井2 18	59. 6	1	47,000	91,600
般都営	中層耐火	南田中アパート (28号棟)	練馬区南田中5 25	32. 6	1	23,600	44, 200
般都営	中層耐火	南田中アパート(47号棟)	練馬区石神井町11	33. 4	1	24, 500	46, 500
100-100-100	中層耐火	南田中アパート(48号棟)	練馬区石神井町11	33. 4	1	24, 500	46, 500
	中層耐火	高野台一丁目アパート(11号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	2	31, 100	69, 000
·般都営	中層耐火	高野台・丁目アパート(12号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	1	31, 100	69,000
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート(1号棟)	練馬区石神井台7-20	55, 9	1	43, 400	79, 400
·般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート(3号棟)	練馬区春日町4-12	48. 1	1	37,600	71, 300
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (22号棟)	練馬区旭町1-33	59, 6	1	47, 200	93, 200

	Т							
種業	類 構	造	名 称	位	規模 (平 <i>方メー</i> トル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
- 称: 光(で)	登 山	層耐火	関原二丁目アバート (20号棟)	足立区関原2 14	51.0	1	36, 500	61, 300
		層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5 29	59. 6	1	42, 900	72,000
	-	層耐火	保木間五丁口アパート (2号棟)	足立区保木間5 29	51. 0	1	36,700	61,600
_	_	層耐火	西保木間三丁日アパート(6号棟)	足立区西保木間3 6	34. 3	1	23,700	36, 500
		層耐火	西保木間三丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間3 12	42. 3	1	29,700	41,100
		層耐火	西保木間・丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間13	55, 9	1	41,000	71, 500
-	-	層耐火	梅田三丁日アパート(23号棟)	足立区梅田32	59, 6	1	43, 200	73,600
	1 2 4	層耐火	青井四丁日アパート(1号棟)	足立区青井4 36	59. 6	1	44, 400	84, 600
一般都沒	当中.	層耐火	六月町一丁日アパート(4号棟)	足立区六月1 33	33, 4	1	22,700	36, 400
一般都沒	営 中.	層耐火	六月二丁日第4アパート(3号棟)	足立区六月2-8	51. 0	1	37,000	60, 800
般都沒	当中.	層耐火	扇・丁目アパート(16号棟)	足立区扇1-12	51, 0	1	35, 200	50,000
一般都沒	建中.	層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33. 4	1	22, 200	32,600
·般都常	営 中.	層耐火	保木間第5アパート(22号棟)	足立区南花畑5-15	37. 3	1	24, 800	38, 900
一般都常	営 中.	層耐火	西保木間四丁目アパート (3号棟)	足立区西保木間4-1	37, 3	- 1	25, 300	41,700
一般都曾	営 中.	層耐火	上沼田第3アパート (3号棟)	足立区汇北7-12	33. 4	1	22,600	35, 100
一般都常	営 屮.	層耐火	江北アパート (1号棟)	足立区汇北6-16	33, 4	- 1	22, 700	35, 200
·般都常	営中.	層耐火	谷在家アパート(11号棟)	足立区谷在家3-22	35. 7	1	24, 200	37, 700
一般都常	営 屮.	層耐火	六ツ木町アパート (1号棟)	足立区六木1-5	35, 7	- 1	24, 100	37,000
·般都常	営中.	層耐火	六ツ木町アパート(2号棟)	足立区六木1-5	35, 7	1	24, 100	37, 000
·般都曾	営中.	層耐火	六ツ木町アパート (5号棟)	足立区六木15	35. 7	1	24, 100	37,000
一般都常	営 中	層耐火	六ツ木町アパート (16号棟)	足立区六木15	37, 7	- 1	25, 400	38, 700
一般都沒	営中.	層耐火	花畑第3アパート(6号棟)	足立区南花畑4 11	33. 4	1	22,800	37,800
一般都沒	当中.	層耐火	花畑第4アパート(1号棟)	足立区花畑8 3	41, 7	1	28, 100	40, 700
一般都沒	営中.	層耐火	花畑第4アパート (6号棟)	足立区花畑8 4	38. 3	1	25,800	37, 400
一般都沒	当高.	層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8 4	42.0	1	28, 100	42, 000
一般都沒	営高.	層耐火	花畑第4アパート (11号棟)	足立区花畑8 4	42.0	1	28, 100	42,000
一般都沒	当中.	層耐火	花畑第6アパート(1号棟)	足立区花畑2 16	51.0	1	35, 500	47, 100
一般都沒	当中.	層耐火	六月 二丁日アパート (17号棟)	足立区六月2-11	51. 0	6	36, 800	62, 300
一般都沒	当中.	層耐火	青井三丁目アパート (2号棟)	足立区青井3-10	51. 0	1	37, 300	66, 900
		層耐火	青井五丁日アパート (46号棟)	足立区青井5-12	55, 9	1	41,200	75, 600
一般都沒	営 中	層耐火	柴又一丁目第3アパート(2号棟)	葛飾区柴又1-12	59, 6	1	44, 700	81,900
一般都有	尚高	層耐火	亀有 ·丁目アパート (1 号棟)	葛飾区亀有1-18	51. 2	1	37,500	65, 200

種 類	構 造	名 称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	奥戸 ・丁目アバート (1号棟)	葛飾区奥戸1-12	59. 6	2	45,000	78, 600
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(2号棟)	葛飾区東金町5 30	55. 9	1	41,000	68, 600
一般都営	高層耐火	西新小岩・丁目アパート (2号棟)	葛飾区西新小岩1 1	51.2	1	38,900	63, 700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁日アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1 1	55. 9	1	42, 400	67, 800
一般都営	中層耐火	江戸川中央四丁日アパート(8号棟)	江戸川区中央4-16	59. 6	1	46, 800	84, 800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3 4	34. 4	1	25, 300	42, 600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (12号棟)	江戸川区平井3 4	34. 4	2	25, 300	42, 600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3 4	37. 9	2	27,800	46, 900
一般都営	中層耐火	平井四丁日第2アパート(1号棟)	江戸川区平井7-10	36. 2	2	26, 400	41,000
一般都営	中層耐火	東小松川二丁Hアパート (2号棟)	江戸川区東小松川3-21	42. 3	1	31,700	43, 900
一般都営	中層耐火	江戸川三丁目アパート(2号棟)	江戸川区江戸川3-49	51.0	1	38, 500	61,700
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39, 300	66, 400
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40, 200	66, 700
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート(15号棟)	江戸川区平井7-18	39.0	1	28, 700	49, 600
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (1号棟)	江戸川区清新町2-8	55. 9	1	44, 100	77, 500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55, 9	- 1	44,600	84, 600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-1号棟)	八王子市鹿島16	42. 3	1	21,700	34, 900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-1号棟)	八王子市松が谷18	51, 1	-	26, 300	42, 300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(52号棟)	立川市富士見町6-52	51.0	1	28, 200	50, 900
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (59号棟)	立川市富士見町6 59	42. 3	1	23, 400	42, 200
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁日アパート(1号棟)	立川市錦町6 6	55. 9	_	32, 700	69, 100
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁日第2アパート(25号棟)	武蔵野市吉祥寺北町43	55. 9	1	42,600	95, 600
一般都営	中層耐火	境五丁日アパート (3号棟)	武蔵野市境5 28	55. 9	1	42,600	91,000
一般都営	中層耐火	境南町三丁目アパート (5号棟)	武蔵野市境南町3 20	51.0	1	37,800	79, 800
一般都営	中層耐火	境二丁 アパート(4号棟)	武蔵野市境2 6	60. 9	1	45, 900	98, 800
一般都営	中層耐火	上連雀九丁日第2アパート(1号棟)	三鷹市上連省9 30	55. 9	1	40, 900	79, 100
般都営	中層耐火	昭和町 -丁目アパート(2号棟)	昭島市昭和町1 10	72. 0	1	41,700	90, 800
般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート (3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	26, 900	57, 900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53, 5	1	29, 800	65, 200
般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53, 5	1	31,900	77, 500
般都常	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町8-1	51, 2	1	30, 500	74, 200
般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (9号棟)	調布市国領町8-1	51, 2	1	30, 500	74, 200

種	類	構 造	名	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍間種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
- #	般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(3号棟)	調布市富士見町4 6	62, 1	- 1	37, 700	85, 800
_		中層耐火	調布富士見町四丁日アパート(1号棟)	調布市富 1:見町4 14	51.0	1	31,000	70, 900
_		中層耐火	下石原第2アパート(3号棟)	調布市下石原1 15	62, 1	1	38, 300	90, 000
	,,,,,	中層耐火	下石原第2アパート(4号棟)	調布市ド石原1 15	62. 1	1	38,300	90,000
		中層耐火	人間町三丁目アパート (3号棟)	湖布市入間町33	59, 6	1	37,800	89, 700
_		中層耐火	染地三丁目アパート (5号棟)	調布市染地33	51. 0	1	29,600	66, 500
_		中層耐火	町田中町四丁日アパート(2号棟)	₩ʃ丽市中₩ʃ4 8	59, 6	1	35, 200	75, 900
		中層耐火	金森第3アパート(3号棟)	町田市金森7 19	60. 2	1	34, 300	65, 300
_		高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野22	55, 9	1	32, 500	74, 600
	# · / / / -	中層耐火	忠生四丁日アパート(4号棟)	町田市忠生4-6	55. 9	1	30, 300	55, 800
_		中層耐火	小金井本町二丁目アパート(8号棟)	小金井市本町2-15	39, 0	1	20, 500	53, 300
		中層耐火	上水南町アパート(1号棟)	小平市上水南町3-1	55. 9	1	32, 200	73, 500
- #	般都営	中層耐火	上水南町アパート (2 号棟)	小平市上水南町3-1	55. 9	1	32, 200	73, 500
-#	散都営	中層耐火	秋津町・丁日アパート(1号棟)	東村山市秋津町1-28	51.1	1	30, 100	59, 800
- #	般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート (25号棟)	国分寺市南町3-9	59. 6	1	37,600	100, 300
		高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51. 0	- 1	30, 200	68, 800
- #	般都営	中層耐火	田無北原町アパート (4号棟)	西東京市北原町2-12	62. 1	1	38,900	85, 500
-#	般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート(5号棟)	西東京市向台町4-10	51.0	- 1	29, 300	65, 700
-#	般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(1号棟)	西東京市南町3-23	55, 9	- 1	35, 600	81, 400
- f	般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(14号棟)	西東京市出無町78	51.0	1	30, 500	63, 200
- #	般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (20号棟)	西東京市田無町7 12	56, 8	- 1	34, 000	70, 300
- f	般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート (2号棟)	西東京市芝久保町33	61.3	1	37,800	80, 800
- 8	般都営	中層耐火	狛江アパート (14号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 0	1	17, 900	43, 700
- #	般都営	中層耐火	狛江アパート (22号棟)	狛江市和泉本町47	37. 0	2	18,000	43, 700
-#	般都営	中層耐火	狛江アパート (33号棟)	狛江市和泉本町4-7	33, 4	1	16, 600	43, 600
- f	般都営	中層耐火	狛江アパート(47号棟)	狛江市和泉本町47	37. 3	1	18, 500	46, 300
- #	般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート (1号棟)	清瀬市竹丘33	51, 0	1	27, 800	51,600
- #	般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)	多摩市諏訪5-2	37. 7	1	17, 400	29, 900
- #	般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-7号棟)	多摩市諏訪4-3	37. 7	1	17, 400	29, 900
- #	散都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-8号棟)	多摩市諏訪4-3	37. 7	1	17, 400	29, 900
- 4	般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-1号棟)	多摩市諏訪4-4	56. 8	1	30, 100	52, 700
- #	散都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕1-2	38, 7	1	18, 600	34, 500

種業	算構 造	i 名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都沒	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4 1 1号棟)	多摩市愛宕4 1	40. 1	1	19, 200	33, 700
一般都沒	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4 1 2号棟)	多摩市愛宕4 1	40. 1	2	19, 200	33, 700
一般都沒	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4 4 2号棟)	多摩市落合4 4	51. 1	1	25, 800	38, 200
一般都沒	中層耐火	多摩ニュータウン豊ケ丘団地 (6-1-2号棟)	多摩市豊ケ丘6-1	42. 3	1	21, 500	31, 600
一般都沒	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(5-1-1号棟)	多摩市貝取5-1	55. 9	1	29, 300	51, 800

_	_	_		_
東	京	都	公	報
*	ᆢ	40	<i>'\</i> .'	- 光巾

令和3年5月31日 (月曜日) (第17345号) 11 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定 営改良住宅の使用料を、 同 (20号棟) 南花畑四丁目アパート 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都 ●東京都告示第七百七十三号 に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、 南花畑四丁目アパ ●東京都告示第七百七十二号 (29号棟) 東京都営住宅条例 東京都営住宅条例 名 称 (平成九年東京都条例第七十七号) (平成九年東京都条例第七十七号) 同条例第三条第二項及び第七十一 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 足立区南花畑四丁目十一番 位 置 第 令 第 三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので 規定により告示する。 和 一年六月一日から実施するので、 令和三年五月三十一日 般都営住宅の名称、 同右 同右 同右 同右 同右 高層耐火 構造及び規模 東京都知事 五七・ 四〇 四七・ 四七・ 四〇・ 三四・ 五七・ 四七・九平方メートル 四七・八平方メートル 四八・〇平方メートル 三四・六平方メートル 七・ 位置、 四平方メー 五平方メートル 六平方メートル 四平方メートル 四平方メートル 四平方メートル 八平方メートル 九平方メートル 構造及び規模、 小 同条例第三条第三項 池 百 戸数、 合 子 二八戸 九戸 八戸 七戸 八五戸 八九戸 六戸 七戸 戸 一八戸 四戸 四百 数 使 同 条例第三条第三項の規定により告示する。 の者に適用される使用料(月を超え一五八、○○○円以下収入の額が一三九、○○○円 令和三年五月三十一日 一戸につき) 三八、 四六、 三八、 三八、 三九、 二八、 四六、 \equiv 三二、八〇〇円 二八、一〇〇円 九〇〇円 九〇〇円 八〇〇円 七〇〇円 七〇〇円 八〇〇円 OOOE 八〇〇円 七〇〇円 一 〇 〇 円 東京都知事 小 つき) 家賃(月額一戸に近傍同種の住宅の 池 〇三、三〇〇円 八六、二〇〇円 六二、三〇〇円 八六、三〇〇円 七二、七〇〇円 百合子 五〇〇円 四〇〇円 七〇〇円 五〇〇円 八〇〇円 四〇〇円

種 類	構 造	名 称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35. 5	1	30, 200
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (15号棟)	台東区橋場2-16	43, 9	1	34, 000
改良	高層耐火	押上二丁目アパート(5号棟)	墨田区押上2-1	36. 1	1	26, 000
改良	高層耐火	白鬚東アパート (2号棟)	墨田区堤通2-3	63. 4	1	46, 600
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30, 500
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート(11号棟)	大田区萩中1-3	36. 4	1	29,000
改良	中層耐火	荻中三丁目アパート(20号棟)	大田区萩中3-27	36. 4	1	29, 000
改良	中層耐火	浮間 一丁目第2アパート (1号棟)	北区浮間1-12	48. 1	1	38, 800
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート(1号棟)	北区堀船3-1	33. 4	1	24, 700
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート (4号棟)	足立区西保木間3-2	33. 4	1	22, 600
改良	中層耐火	東和アパート (2号棟)	足立区東和2-6	32. 6	1	22, 100
再開発	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43. 9	1	37, 300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(16号棟)	墨田区堤通2-8	51. 3	1	37, 300

●東京都告示第七百七十四号

アの次に次のように加える。

づき、駐車場の区画数を次のように変更する。 九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第

(7) 料金メニュー(以下「メニュー」という。) ごと

一出を同仕とし、同母の次に次のように加える。

CO₂排出係数を算定する場合に限る。)

海外認証排出削減量(ただし、メニュー別調整後

令和三年五月三十一日

東京都知事 小 池 百

場 東京街道アパート駐車 東大和市清原一丁目 七〇二区画

一番ほか

●東京都告示第七百七十五号

ー環境計画指針)の一部を次のように改正する。 平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エネルギ

令和三年五月三十一日 東京都知事 小

池

百

合

子

整後二酸化炭素排出量」を「調整後CO₂排出量」に改め、 排出係数の算定においては控察しない」に改め、同出中 「調整後排出係数」や「調整後COz排出係数」に、 「ゆる」を「し、 第三 する。」の次に「ただし、知事が別に定める場合は、こ 一三中「(7)」を「(10)」に 改 め、同四中 (7) に規定するメニュー別調整後CO₂ 電

帯化石間帯に踊め。)」を加え、これを同宅ウとし、 環境価値利用率を算定する場合にあっては、再エネ指定の の次に「(ただし、調整後CO₂排出係数及びメニュー別 算だする場合にあっては、」を加え、同七イ中「補当量」 「調整後CO₂排出係数及びメニュー別環境価値利用率を 同(七)

○窓づづかて。」を加え、同出ア中「ただし、」の次に

合子

置 区画数

名

称

(8) メニューごとの再生可能エネルギー利用率(以下 %)

〇2排出係数」という。) (公表を希望する場合に限 の調整後CO₂排出係数(以下「メニュー別調整後C

- (9) メニューごとの環境価値利用率(以下「メニュ 別環境価値利用率」という。)(公表を希望する場合 「メニュー別再生可能エネルギー利用率」という。) (公表を希望する場合に限る。)
- 第三 二三中「□霽化¬渉」を「CO2」に改め、 二に次のように加える。 に限る。) 第三
- (8) メニュー別調整後CO₂排出係数の算定方法 供給の量で除して求めるものとする。 との調整後CO₂排出量を、メニューごとの電気の メニュー別調整後COz排出係数は、メニュー
- (10) メニュー別環境価値利用率の算定方法 (9) メニュー別再生可能エネルギー利用率の算定方法 との電気の供給の量で除して求めるものとする。 ごとの再生可能エネルギー利用量を、メニュー メニュー別再生可能エネルギー利用率は、メニュ

メニュー別環境価値利用率は、電気事業者が排出

13 (第17345号) 改める。 整後CO₂排出係数(公表を希望する場合に限る。)」 い 排出係数」や「、調整後CO₂排出係数及びメニュー別調 (五)とし、 いう。)は、公表を希望する場合に限り記載するものとす ニュー別再生可能エネルギー利用率及びメニュー別環境価 公表を希望する場合に限り記載するものとする。」を示べ 生可能エネルギー利用率及びメニュー別環境価値利用率は 可能エネルギー利用率、メニュー別環境価値利用率」や、 値利用率(以下「メニュー別調整後CO₂排出係数等」と 後CO₂排出係数並びにメニュー別調整後CO₂排出係数 **「再生可能エネルギー利用率」の次に「、メニュー別再生** (公表を希望する場合に限る。) 」 以、 「報告するものとする。」の次に「ただし、メニュー別再 第五 第 五 第五 第四 第五 三中「並びに調整後CO₂排出係数」を「、調整 ただし、同様式中メニュー別調整後CO₂排出係数、 (6) メニュー別調整後CO₂排出係数等の値 (4) メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定に係る 気の供給の量で除して求めるものとする。 量調整無効化した環境価値量を、メニューごとの電 同三の次に次のように加える。 五中「や型用した路画」を「の型用」に改める。 七四中「 (3) 」を「 (4) 」に改め、これを同 六に次のように加える。 四中「を利用した発電事業」を「の利用」に改め 一に次のただし書を加える。 「及び調整後CO₂ 資料 別記第二号様式に次のように加える。 なる資料 メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定の根拠

メニュー別調整後CO2排出係数等の値

							項目	
							調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ / kWh)	前々年度
							再工ネ利用率• 環境価値利用率(%)	年度
							調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ / kWh)	前往
							再工ネ利用率· 環境価値利用率(%)	前年度

(メニュー別調整後CO2排出係数等に係る取組実績)

●東京都告示第七百七十六号

項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたの に告示する。 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法 (昭和四十二年法律第百四十九号)第三十五条の六第一 同法第八十八条第二項第一号の規定により、次のよう

令和三年五月三十一日

東京都知事

池

百合子

液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

株式会社関野商事

代表取締役 関野

雅弘

所在地

昭島市朝日町一丁目二番二十二号

三 認定の内容

六条第一号に掲げる基準による認定 法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)第四十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する

●東京都告示第七百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一

項

の規定により、都道の区域を次のように変更する。 その関係図面は、 令和三年五月三十一日から起算して二

令和三年五月三十一日

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する

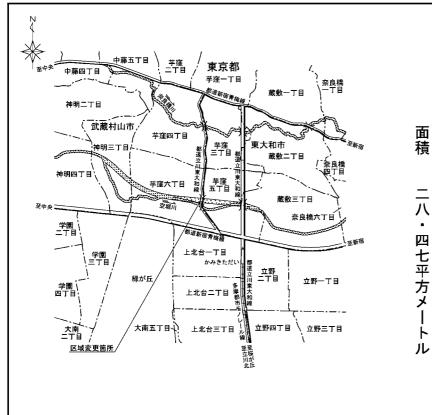
東京都知事 小 池 百合子

路線名 立川東大和

変更の区間 東大和市芋窪六丁目千二百九十二番六地

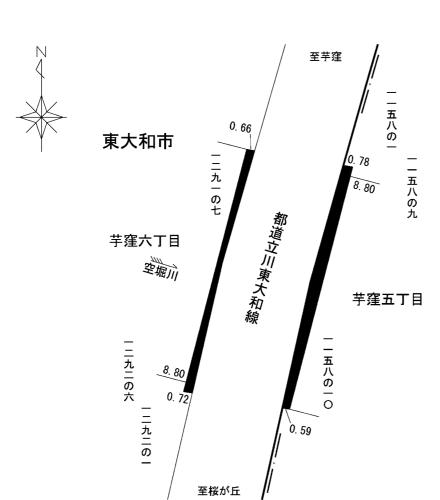
別

义



延 長

二一・四一メートル



●東京都告示第七百七十八号

の規定により、次の都道の供用を開始する。 その関係図面は、令和三年五月三十一日から起算して二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

路線名 供用開始の区間 東大和市芋窪六丁目千二百九十二番 立川東大和

供用開始の期日 令和三年五月三十一日 六地内から同市芋窪五丁目千百五十 八番九地内まで

●東京都告示第七百七十九号

都

公

報

三

こととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する 示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一

東

京

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年五月三十一日から起算して二

令和三年五月三十一日

東京都知事 小 池 百

合子

路線名

立川東大和

占用を制限する区間

|五丁目千百五十八番九地内まで 東大和市芋窪六丁目千二百九十二番六地内から同市芋

三 制限の対象とする占用物件

り前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除

当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな いと認められる場合には、この限りでない。 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり

几 占用を制限する理由

ける被害の拡大を防止するため 占用を制限することにより、災害が発生した場合にお

占用の制限の開始の期日

令和三年六月一日

Ŧi.

●東京都告示第七百八十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

区域及

び面積を次のとおり変更する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

東京都立高井戸公園 公 園 名 別図(1)のとおり 変更内容 令和三年六月 変更年月日

日

東京都立舎人公園 別図(2)のとおり 同日

山公園 東京都立野山北·六道 東京都立東大和公園 別図(4)のとおり 別図3のとおり 同 日 同 日

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日よ

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、

京王井の頭線

久我山五丁目

久我山二丁目

久我山一丁目

別 図

(1)

変更箇所

東京都立高井戸公園 区域変更略図

変更前の区域 杉並区久我山二丁目

面積 二四、

平方メートル

面積 三四、 六六七・〇三 六五四・三九

変更後の面積 五九、三二一・四二 平方メートル

平方メートル

西伊興三丁目

西伊與二丁目

皿沼三丁目

足立区

別図 (2)

東京都立舎人公園

区域変更略図

変更箇所

追加区域

変更後の面積 面積 六四四、 九九六・五五 四六五・八八 平方メートル 平方メートル

変更前の区域 足立区西伊興町及び西伊興一丁目 面積 五三〇・六七

狭山一丁目

狭山二丁目

狭山三丁目

東大和市

青梅街道

湖畔一丁目

多摩湖町二丁目

都立狭山公園

清水三丁日

狭山四丁目

東村山市

(第17345号)

別図

(3)

東京都立東大和公園 変更箇所 東大和市湖畔三丁目 区域変更略図

変更前の区域

変更後の面積 面 積

面積

八六、二七〇・〇六

四〇〇・一〇

平方メートル 平方メートル 平方メートル

大字高根 西多摩郡瑞穂町 変更後の面積

追加区域

面積

変更前の区域 西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎 面積

区域変更略図

一五・五三

七五二・七八 平方メートル

本町三丁目

二、〇三六、八六八・三一 平方メートル

大字 箱根ケ崎 埼玉県所沢市 大字石畑 都道新宿青梅線 三ツ木 五丁目

武蔵村山市

別図 東京都立野山北・六道山公園 (4)

変更箇所

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

公

告

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第

令和三年五月三十一日

完了した。

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

住所及び氏名許可を受けた者の

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

三十六番一の一部、同番二、 同番三、三十七番二及び同番 武蔵村山市残堀五丁目三十五 同番三から同番五まで、 株式会社大岸ホーム 番地の三 武蔵村山市伊奈平五丁目

番一、

代表取締役 豊泉

俊

調布市深大寺北町六丁目一番

西東京市芝久保町四丁目二

十六番三号

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第

令和三年五月三十一日

完了した。

東京都多摩建築指導事務所長 浅 井

勉

住所及び氏名

国立市西二丁目十七番二十二 愛知県名古屋市東区東桜 株式会社アールプランナー 丁目十三番三号 代表取締役 梢 政樹

令和三年五月三十一日

完了した。

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

開発行為に関する工事の完了について

東京都多摩建築指導事務所長

浅

含まれる地域の名称 開発区域又は工区に

許可を受けた者の

勉

小平市鈴木町一丁目四百七 住所及び氏名

四番一、五百六十五番一、五 番十九 百六十六番一及び五百八十四 十番九、 小平市花小金井五丁目五百六 同番十二、五百六十

誠賀建設株式会社 十二番地四十

代表取締役 加賀美

誠

九から同番二十二まで及び同 九の一部、同番十七、同番十 代表取締役 佐 佐藤

千尋

番二十四

番から千百五十三番まで、千 七番、同番地先、千百四十八 清瀬市中清戸四丁目千百四十 株式会社住協 目一番地四 埼玉県所沢市小手指町一丁

百六十二番、千百六十三番七、 百六十五番及び千百六十六番 千百六十四番二、同番三、千 代表取締役

安永

久人

東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等

だしいれ

の規定により、東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名 労働関係調整法施行令 (昭和21年勅令第478号) 第4条

令和3年5月31日

関歴等を下記のとおり公告する

19

東京都労働委員会

金 # 康

会長

雄

造影	?.6.ff.8 出地	常がまれて田	久 _架	**推	がわた	JII E	上 本	金井	加藤	がた人	悪の	大城	大谷	。 《春 《兄	がた出	34件	さ 発 い い い い い い い い い い い い い い い い い い	が発展を表現しています。	調が	年一五年	ました。	飯田	安藤	新井	ががある。	果
#5 }	正朝	子では	じゅんいもろう 潤一郎	が大学	だ で で で で で で で で で で で り で り で り で り	青町	がある。	東神	節夫	場合すけ	ができま	博文	な 大美子	克 約	がなる。	ない。	が作る	東生	**よご	が発	を対権	いずみ	哲雄	後光	**き 正男	各
東京都労働委員会会長代理 弁謙士(東京弁護士会)	東京都労働委員会委員 TFペイメントサービス㈱顧問	東京都労働委員会委員東日本電信電話㈱社友	東京都労働委員会委員 連合東京労働政策局長	東京都労働委員会委員 早稲田大学法学学術院教授	東京都労働委員会委員 筑波大学ビジネスサイエンス系教授	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉顧問	東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合特別執行委員	東京都労働委員会会長 元札幌高等裁判所長官	東京都労働委員会委員 日本ダイカスト工業協同組合常任理事	東京都労働委員会委員 東京大学大学院法学政治学研究科教授	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部参与	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会元副中央執行委員長	東京都労働相談情報センター池袋事務所長	東京都労働委員会委員大崎電気工業㈱社友	東京都労働委員会委員 概資生堂社友	東京都労働相談情報センター大崎事務所長	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス㈱顧問	東京都労働委員会委員 概毎日新聞社終身名誉職員・ジャーナリスト	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	東京都労働委員会委員(一社)東京経営者協会事業局上席参事	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会理事·事務局長	東京都労働相談情報センター八王子事務所長	東京都労働委員会委員自動車総連東京地方協議会議長	東京都労働委員会委員(一社)東京経営者協会参与	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部公共サービス民間労組協議会顧問	現 職・経 歴
平成25年12月4日	合和元年12月2日	合和元年12月2日	平成29年12月5日	平成25年8月27日	平成25年12月4日	平成30年6月5日	平成27年12月4日	平成29年12月5日	平成25年12月4日	令和3年3月2日	平成29年12月5日	平成25年12月4日	令和3年4月6日	平成23年6月7日	平成23年12月2日	合和2年4月7日	合和元年12月2日	平成23年12月2日	平成27年12月4日	平成29年12月5日	平成23年6月7日	合和2年4月7日	平成29年12月5日	平成29年12月5日	平成29年12月5日	委嘱年月日
メ _デ ボゥ	大学の	**	がった田	きる書	**************************************	発面	を会る		橋本	買っ田	西に	中间	事が	学。	たかの 野	田がで	高端。 翻	が高いる。	大のだが、	がき	新た	を藤	齊藤	近秦	がない。	
ゆういもろう 第一郎	が 参 綾 香	作のため、	三人。	松子	十五年	##5°	技术	ひろみ	三 三 二 。	1840年	雄一郎	がる 香貴	zortoz 海蘇	注きたか	が続く	たつひき	字 **	が必然と	408	#.č.%	重真王子	し が 出 し	好行	ずる。	SCA機能を	氏 名
東京都労働委員会会長代理東京都労働委員会会長代理東京大学社会科学研究所教授	東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長	東京都労働委員会委員 弁護士 (第一東京弁護士会)	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会副会長	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理(調整担当)	東京都労働委員会委員 弁護士 (第一東京弁護士会)	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会特別常任幹事	東京都労働委員会事務局調整担当課長	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	東京都労働委員会委員 概東尚サポート&サービス顧問	東京都労働委員会委員中央大学法学部教授	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課長	東京都産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長	東京都労働委員会事務局担当課長<特命>	東京都労働委員会事務局担当部長<総務課長事務取扱>	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理(調整担当)	東京都労働委員会委員早稲田大学法学学術院教授	東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 (調整担当)	東京都労働委員会委員東京地下鉄労働組合顧問	東京都労働委員会事務局審査調整課統括課長代理 (調整担当)	東京都労働委員会事務局長	東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長	東京都労働委員会委員 東京都電力総連会長	東京都労働委員会委員情報労運東京都協議会特別幹事	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	東京都労働相談情報センター国分寺事務所長	現 職・経 歴
														\vee												1 1

	 	が海	本 。 上。	本語に 西西	対 の 上 ま	3條	がまれた。	1 5/4	H ★ 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
天 名	がい。	明子	学は、	多いあき	が発	治美	# _{たで}	がい	まれる市
現 職・経 歴	東京部分團委員式委員全日本空輸梆社友	東京都労働相談情報センター亀戸事務所長	東京都労働委員会事務局法務専門課長	東京都産業労働局雇用就業部長	東京都産業労働局局務担当部長 <労働相談情報センター所長>	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合東京地方本部中央執行委員長	東京都労働委員会事務局審査調整課長	東京都労働委員会委員 鹿島建設㈱社友	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部参与
令和3年4月6日現在 	平成29年12月5日	令和3年4月6日	平成27年4月7日	合和2年4月7日	令和3年4月6日	長 平成27年12月4日	令和3年4月6日	平成25年12月4日	令和元年12月2日

_	(第17345号)	東	京	都	公	報	令和3年5月31日(月曜日)	22
 発 行								
ポール								
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 解163								
○ 新								
三宿								
三新京								
三 三 三 三								
- 貞								
一 八 一 番								
() 二 如								
ジャラ 部 一 毎 番 早								
163-8001								
定 価								
一本								
郵子								
を 六								
E								
<u> </u>								
雪 宙 滕								
1. 京 2. 日								
○ 幹 美								
三良印								
三人 岩刷								
_ <u> </u>								
(解送科を含む。)印「電話(○三(三八二二)五二○一(代))解10つ16月 六、六○○円「刷」東京都文京区白山一丁目十三番七号「優元な号」 七○円「所」勝 美 印 刷 株 式 会 社 号001								
三上式								
」 ニ 会 ┃								
(代 七								
郵便番号								
113-0001								
~								
FSC ミックス 紙 FSC* C006270								
ミックス 紙								
F8C* C006270								